

簡易水道

使用料を改定します



本市では、簡易水道施設の維持管理など、今後の円滑な運営のため、平成28年度の統一をめざした段階的な使用料の改定について検討を行っています。第1段階となる平成19～21年度の使用料などについて、昨年10月の鳥取市簡易水道事業審議会の答申に基づく「簡易水道使用料の改定」の条例案が鳥取市議会12月定例会で可決されましたので、その概要をお知らせします。

改定の主な内容

今回、改定する簡易水道使用料は、本市が管理をしている簡易水道施設の使用水量に対して平成19年度から21年度までの間適用され、今年6月に検針する7月請求分から新料金になります。

また、これにより公民館などの公共施設も使用料を負担することになります。
※地元が管理を行っている簡易水道施設は従来どおりです。

使用料の算定方法

使用料は、定額の基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計金額となります（左記参照）。
新料金は、各地域および給水区域ごとに異なり、すでに各区域の説明会などでお配りした料金表のとおりです。

※詳しくは、鳥取市ホームページをご覧ください。また、説明会を希望する地域には、職員が出向きますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

鳥取市の簡易水道（平成17年度末現在）

- 給水人口：3万3502人（市人口の16.7%）
- 施設数：83施設（156集落）

簡易水道事業は、使用料や国などからの借入金、本市一般会計予算からの繰入金などで運営されています。

簡易水道使用料改定スケジュール

現行	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階（全市統一）
平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度～	

簡易水道使用料は、4段階の調整を行い平成28年度に統一します。今回の改定は第1段階の平成19～21年度までのもので、2段階以降については、今後審議会での討議により決定します。

計算式

〔口径別基本料金＋（使用水量 m^3 ×従量料金）〕
× 1.05（消費税加算）
＝ 1カ月分の使用料（1円未満切り捨て）

各地域・給水区域の簡易水道使用料の例（口径13ミリで1カ月20立方メートル使用した場合）

（消費税および地方消費税含む）

地域・給水区域	現行の使用料	改定後の使用料
鳥取	1,669円	1,874円
国府	2,243円	2,262円
福部	2,992円	2,871円
佐治	口佐治	2,073円
	中佐治	923円
	西加茂	2,534円
気高	1,860円	2,037円

地域・給水区域	現行の使用料	改定後の使用料
鹿野	1,570円	1,827円
青谷	長和瀬	1,700円
	蔵内	1,050円
	八葉寺	800円
	早牛	1,380円
	勝部	1,640円
	露谷	1,680円

問い合わせ先 市役所第2庁舎 農村整備課簡易水道室 ☎（0857）20-3246